# 〇公立大学法人福岡女子大学職員給与規程

法人規程第 14 号 平成 18 年 4 月 1 日

(目的等)

- 第1条 この規程は、公立大学法人福岡女子大学職員就業規則(平成18年法人規程第10号。以下「就業規則」という。)第28条の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学(以下「法人」という。)の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。) その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条第1項に規定する職員であって、公立大学法人福岡 女子大学教員年俸規程(平成18年法人規程第15号)の適用を受ける職員以外の職員に ついて適用する。

(給与の種類)

第3条 この規程による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、 通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間 勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、職務付加手当、入試手当、期末手当及び勤勉手 当並びに報奨金とする。

(給与の支払)

- 第4条 この規程に基づく給与は、次条第2項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。
- 2 給与は、職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。
- 3 給与を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労基法第 24 条に基づく協定に定めるところにより、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。
  - (1) 職員宿舎の貸付料及び職員宿舎の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの
  - (2) 一般財団法人福岡県職員互助会に係る掛金、月賦購入代金の弁済金及びあっせん 商品代金の弁済金
  - (3) 一般財団法人福岡県教職員互助会に係る掛金、特別弔慰金積立金、火災見舞金積 立金及び貸付償還金
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、労基法第24条に基づく協定に定めるもの
- 4 第2項の規定により給与を支払う場合においては、前項各号に掲げるものを、当該職員の申出に基づき、当該口座振替の方法による支払い金額を金融機関に通知するものとする。

(給料)

第5条 給料は、正規の勤務時間(公立大学法人福岡女子大学職員の勤務時間、休日及び

休暇等に関する規程(平成 18 年法人規程第 26 号。以下「勤務時間規程」という。)第 11 条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、入試手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。

(給料表)

- 第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該 給料表に定めるところによる。
  - (1) 教育職給料表(別表第1)
  - (2) 事務職給料表 (別表第2)
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の 級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職 務表(別表第3)によるものとする。
- 3 理事長は、すべての職員の職を前項の級別標準職務表に定める基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

- 第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任 給の基準に従い決定する。
- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初 任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところ により決定する。
- 3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、55歳(教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳) を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成 績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成 績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 休職のため勤務しなかった職員が復職し、公立大学法人福岡女子大学出向規程(平成 18年法人規程第28号)に基づき出向していた職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは休 業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上 必要と認めるときは、理事長の定めるところにより、その者の号給を調整することができ る。

- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

- 第8条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとする。
- 2 給料の支給日は毎月 21 日とし、その日が日曜日、土曜日又は祝日等(勤務時間規程 第8条第3号及び第4号に掲げる日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前に おいてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日等でない日に支給する。
- 3 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀 その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与 期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給す る。
- 4 前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、理事長は給料の支給日を変更することができる。
- **第9条** 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料 額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその期間の現日数から勤務時間規程第6条、第8条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

- 第10条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤 労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して、著しく特殊な職員 に対し適当でないと認めるときは、調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えない 範囲内で、給料月額につき適正な給料の調整額を支給する。
- 2 給料の調整を行う職員の職は次の表の左欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第4に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者について次の表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

職員の職	調整数
(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授又は講師(以下「大	2
学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士課程(前期及び後期	
の課程に区分される場合は、博士後期課程)を担当する者	

1

- (2) 大学院担当教員((1)に掲げる者を除く。)
- (3) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助手で理事長が別に定めるもの
- 3 給料の調整額は、給料の一部とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (初任給調整手当)
- 第11条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が 困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額 50,800 円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が定 める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当とし て支給する。
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員 との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を 支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給 期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (管理職手当)
- 第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちでその職務の特殊性に基づき理事長が指定するものについて、給料月額に100分の23を乗じて得た額以内の額を理事長が別に定めるところにより管理職手当として支給する。

(職務付加手当)

第12条の2 職務付加手当は、前条に定める職以外の職のうち、特にその職務の責任の 度合いが高いと理事長が指定するものについて、理事長が別に定めるところにより、予 算の範囲内で職務付加手当を支給する。ただし、前条の適用を受けるものにはこれを支 給しない。

(扶養手当)

- 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を 受けているものをいう。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - (2) 22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 22 歳に達する日以後の最初の 3月 31 日までの間にある孫
  - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「教4級職員」という。)にあっては3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族である子のうちに満 15歳に達する日後の最初の4月1日から満 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(被扶養者に関する届出)

(地域手当)

- **第14条** 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに 掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なけ ればならない。
  - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が 生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から その支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合に おける扶養手当の支給額の改訂について準用する。
  - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族である配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある教 4 級職員が教 4 級職員以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で教 4 級職員以外のものが教 4 級職員となった場合
  - (5) 職員の扶養親族である子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 第15条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における 物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月

職員給与規程額の合計額に 100 分の 6.00 を乗じて得た額を超えない範囲内で理事長が別に定める額を月額として職員に支給する。

(住居手当)

- 第16条 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次項において同じ。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人が職員 を居住させるため設置した住宅(単身者のための施設を含む。)の貸付けを受け、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)には、次の各号に定める職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額の住居手当を支給する。
  - (1) 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除 した額
  - (2) 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2分の 1 (その控除した額の 2分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円 11,000 円に加算した額
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円 (理事長が別に定めるところにより算定した職員 の 住居と配偶者の住居との間の交通距離 (以下単に「交通距離」という。)が理事長が 別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で 交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
- 3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものの住居手当の額は、これらの規定にかかわらず、第1項の規定による額及び前項の規定による額の合計額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

- 第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
  - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して その運賃又は料金(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関 等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資する ものであると認められるものを利用し、その利用にかかる特別料金等を負担する場合 にあっては、併せて理事長が別に定めるところにより算出した当該特別料金等を含む。 以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である もの及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用す

ることを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、月の1日からその月以後の月の末日までの期間であって6か月を超 えない範囲内で理事長が別に定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の 各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離の区分に応じ、理事長が別に定める額(以下「距離対応額」という。)に支給対象期間の月数を乗じて得た額
  - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は前号に掲げる額
- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が特に必要と認めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額(以下「新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額」という。)は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額と、それぞれ運賃等相当額又は運賃等相当額及び同項第2号に掲げる額との合計額とする。
- 4 支給対象期間の通勤手当の支給をした後において、理事長が別に定める事由により、 当該支給対象期間の通勤の実情に変更を生ずることとなった職員については、理事長が 別に定めるところにより算出した額を追給し、又は返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

- 第18条 国家公務員、地方公共団体の職員又は他の公立大学法人の職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の

住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に 定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距 離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴 任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (給与の減額)
- 第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第11条の2に規定する時間外勤務代休時間、祝日等(勤務時間規程第10条に規定する祝日等をいう。以下同じ。)及びその代休日(勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと及び給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

- 第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。)に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
  - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100 分の125
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第2条第2項、第3条及び第6条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 前2項に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの給与期間の全時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数)により計算するものとし、この場において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務 (以下この条において「第1項勤務」という。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することが命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 (第2項に規定する理事長が定める時間の勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。)の時間の合計時間が、1か月について60時間を超えた職員については、

その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定に関わらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、第2項勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間規程第11条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第2項勤務にあっては、100分の50から第2項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することを要しない。
- 6 時間外勤務手当は、第24条の2の別表第5に定める業務について第24条の2に定める入試手当が支給される場合には支給しない。

(休日勤務手当)

- 第21条 勤務時間規程第8条第3号に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第2条第2項又は第6条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条第1項又は第9条第1項の規定により、2 暦日にわたり継続して勤務する職員が代休日を指定されたのち、当該代休日に勤務することを命ぜられ勤務した場合の休日勤務手当の支給については、理事長が別に定めをすることができる。
- 3 休日勤務手当は、第24条の2の別表第5に定める業務について第24条の2に定める入試手当が支給される場合には支給しない。

(夜間勤務手当)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における

祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に7時間 45 分を乗じて 得たものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第24条 第12条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営 の必要により勤務時間規程第8条、第9条又は第10条の規定に基づく休日等(次項 において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手 当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、第 12 条に規定する職にある職員が災害への対処その他 臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正 規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。
  - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内に おいて理事長が別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に 定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)
  - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲において 理事長が別に定める額
- 4 管理職員特別勤務手当は、第24条の2の別表5に定める業務について第24条の2に 定める入試手当が支給される場合には支給しない。
- 5 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事 長が別に定める。

(入試手当)

- 第24条の2 入試手当は、公立大学法人福岡女子大学職員就業規則第2条第1項第2号に定める職員が別表第5の試験種別に掲げる試験において、同表に定める業務に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、別表第5に掲げる試験種別及び業務区分に応じて同表の手当額に 掲げる額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、入試手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。 (期末手当)
- 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。)に同日におけるこの規程の規定による額を支給するものとし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日等に当たる場合については、第8条第2項の規定を準用する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇となり、又は死亡した職員(第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。
  - (1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
  - (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の130、

12 月に支給する場合においては 100 分の 130 を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員(第28条において「特定管理職員」という。)にあっては、6 月に支給する場合においては 100 分の 110、12 月に支給する場合においては 100 分の 110 を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上の職員のうち理事長が別に定めるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (期末手当を支給しない場合)
- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該 各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止め た期末手当)は、支給しない。
  - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
  - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 23 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により解雇された職員。
  - (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。
  - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該 処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 禁錮以上の刑に処せられたもの。

(期末手当を一時差し止める場合)

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の 前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給 を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る 刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定め られているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略 式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。)をされ、その判決が確定していな い場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から 60 日以内に、理事長に対し、異議を申し立てることができる。ただし、60 日経過後にあっては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、 速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関 し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに 反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件 に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る 刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、 期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すこと を妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当 該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第25条第1項に定める支給日に同日におけるこの規程の規定による額を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に

定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の職員の区分ごとの総額は、次に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち教員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ ぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受ける べき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち教員 当該教員の勤勉手当基礎額に 100 分の 85.5 (特定管理職員にあっては、100 分の 103.5) を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第 25 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 28 条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。
- 6 教員に対する勤勉手当については、第1項中「基準日以前6か月以内の期間における その者の勤務成績」とあるのは、「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務 の状況及び前年度の個人業績評価に基づく勤務成績」と読み替えて適用する。 (休職者の給与)
- 第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 15 条第 1 項 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、 その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第 15 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事由のいずれかに該当して 休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに給

料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

- 6 就業規則第15条第1項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない 限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条 第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1 号の規定により解雇され、又は死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該第2項、 第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が 別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の 規定を準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは、「第29条 第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

- 第30条 公立大学法人福岡女子大学職員育児休業等に関する規程(平成18年法人規程第23号)の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
  - (2) 6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(期末手当にあっては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
  - (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上 必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により 換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(第7条第3項に規定する理事長が別に定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
  - (4) 職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
  - (5)前4号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等取得者の給与)

- 第31条 職員が公立大学法人福岡女子大学職員介護休業等に関する規程(平成18年法人規程第24号)に定めるところにより介護休業等をする場合には、その期間の勤務しない1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して給与を支給する
- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に 定める。

(報奨金)

- 第32条 職員(公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成13年福岡県条例第50号)に基づき、福岡県から法人に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)を除く。)のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。
- 2 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。 (特定の職員についての適用除外)
- **第33条** 第20条、第21条及び第22条の規定は、第12条に規定する職にある職員には 適用しない。

(派遣職員等の給与)

- 第34条 派遣職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。)その他福岡県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、第12条に定める管理職手当及びこの規程に定めるその他の手当又は調整額について県職員給与条例に相当する手当がないときはこの規程による手当を支給する。
- 2 前項ただし書の場合において、派遣職員に対して管理職手当を支給するときは、県職 員給与条例第21条に規定する時間外勤務手当は支給しない。
- 3 前2項の規定により、県職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき派遣職員に 給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これら の規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、 派遣前に福岡県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において 特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(端数計算)

- 第35条 第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第23条、第25条第4項及び第5項並びに第28条第2項及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。
- 2 第25条第2項の期末手当基礎額又は第28条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満 の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手 当基礎額とする。
- 3 第29条第2項から第5項までの規定による給料及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。 (この規程の施行に関し必要な事項)
- 第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 (承継教員に係る経過措置)

- 2 この規程の適用となる職員のうち、就業規則附則第3項に規定する承継職員(以下「承継職員」という。)の給料については、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。)に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。
- 3 承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に ついては、その法人の成立の日の前日に学校職員給与条例その他の福岡県の関係規定に 基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がな い限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(平成18年度における給料月額の特例)

4 職員の給料月額は、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間において、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額(以下「勤務 1 時間当たりの給与額」という。)の算出の基礎となる手当を含む。)の額、給料の調整額及び勤務 1 時間当たりの給与額(第 19 条に適用する場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(平成18年度における管理職手当の額の特例)

5 管理職手当の支給を受ける職として指定された職(理事長が別に定めるものを除く。)を占める職員の管理職手当の額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第12条の規定にかかわらず、第12条の規定により支給されることとなる額から、当該額に、100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されることとなる額とする。

(号給の切替え)

6 施行日の前日において福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年福岡県条例第 27 号。以下「平成 18 年学校職員給与条例等一部改正条例」という。)による改正前の学校職員給与条例(以下「改正前の学校職員給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級(施行日の前日において改正前の学校職員給与条例によりその者が属していた職務の級をいう。以下同じ。)、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

7 施行日の前日において、学校職員給与条例別表第 1 の給料表に定める職務の級の最高 の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

8 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたもの

とした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、 必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

9 承継職員で、この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において学校職員給与条例の規定により受けていた給料月額(平成24年1月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号級がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.09を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

- 10 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する第 10 条第 1 項、第 12 条及び第 25 条第 5 項(第 29 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第 10 条第 1 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の額との合計額」と、第 12 条及び第 25 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給料の調整額の経過措置)

13 承継職員であって、第 10 条第 2 項の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が理事長が別に定める経過措置基準額(平成 2 2 年 1 月 1 日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該経過措置基準額に 1 0 0 分の 9 9 . 7 5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、同項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に、理事長が別に定める割合

を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

#### (承継職員に係る経過措置)

- 14 附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する附則第4項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、「第6条及び第7条」とあるのは「第6条及び第7条並びに附則第9項から附則第11項まで」と読み替えるものとする。
- 15 手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員が公立大学法人福岡女子大学職員退職手当規程(平成18年法人規程第17号)附則第9項ただし書の規定の適用を受けるときは、この限りでない。
- 16 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 理事長が別に定める。

### 附則別表

旧号棒	旧級 経過期間	1級	2 級	3 級	4 級
	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
1	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12 月以上		1	1	1
	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
2	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12 月以上	1	1	1	1
	3月未満	1	1	1	1
3	3月以上6月未満	2	2	1	1
3	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1

		_	_		
	12 月以上	5	5	1	1
	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
4	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
5	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
6	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
7	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
8	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
9	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
10	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	25	17
11	3月未満	33	33	25	17
11	3月以上6月未満	34	34	26	18

		1			
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	29	21
	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
12	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	33	25
	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
13	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	37	29
	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
14	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	41	33
	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
15	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	45	37
	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
16	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
	12 月以上	57	57	49	41
	3月未満	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	50	42
17	6月以上9月未満	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	52	44
	12 月以上	61	61	53	45
	3月未満	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	54	46
18	6月以上9月未満	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	56	48
	12 月以上	65	65	57	49
<u> </u>	1				

	_	1			,
	3月未満	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	58	50
19	6月以上9月未満	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	60	52
	12 月以上	69	69	61	53
	3月未満	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	62	54
20	6月以上9月未満	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	64	56
	12 月以上	73	73	65	57
	3月未満	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	66	58
21	6月以上9月未満	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	68	60
	12 月以上	77	77	69	61
	3月未満	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	70	62
22	6月以上9月未満	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	72	64
	12 月以上	81	81	73	65
	3月未満	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	74	66
23	6月以上9月未満	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	77	69
	3月未満	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	78	70
24	6月以上9月未満	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	81	73
	3月未満	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	82	
25	6月以上9月未満	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	84	
	12 月以上	93	93	85	
	3月未満	93	93	85	
26	3月以上6月未満	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	87	

	0.001.10.04.7	0.0	0.0	0.0	
	9月以上12月未満	96	96	88	
	12 月以上	97	97	89	
	3月未満	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	89	
27	6月以上9月未満	99	99	89	
	9月以上12月未満	100	100	89	
	12 月以上	101	101	89	
	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
28	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	105		
29	6月以上9月未満	107	105		
	9月以上12月未満	108	105		
	12 月以上	109	105		
	3月未満	109			
	3月以上6月未満	110			
30	6月以上9月未満	111			
	9月以上12月未満	112			
	12 月以上	113			
	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
31	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12 月以上	117			
	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
32	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12 月以上	121			
	3月未満	121			
	3月以上6月未満	122			
33	6月以上9月未満	123			
	9月以上12月未満	124			
	12 月以上	125			
34	3月未満	125			

	3月以上6月未満	126		
	6月以上9月未満	127		
	9月以上12月未満	128		
	12 月以上	129		
35	3月未満	129		
	3月以上6月未満	129		
	6月以上9月未満	129		
	9月以上12月未満	129		
	12 月以上	129		

### 附 則(平成18年12月21日理事会決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日理事会決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月22日理事長専決)

(施行期日)

1 この規程は、平成 20 年 2 月 22 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 28 条第 2 項の改正規程は平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

### 附 則(平成20年2月22日理事長専決)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日理事会決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日理事会決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月14日理事会決定)

(施行期日)

1 この規程は、第6条教育職給料表(別表第1)、事務職給料表(別表第2)、第16条、 附則9及び附則13は平成22年1月1日から、第15条、第19条、第20条、第2 5条及び第28条は平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日理事会専決)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年11月30日から施行する。

附 則(平成22年12月1日理事会専決)

(施行期日)

この規程は、第6条教育職給料表(別表第1)、事務職給料表(別表第2)、附則9は 平成23年1月1日から、第25条及び第28条は平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成23年12月7日理事会専決)

(施行期日)

この規程は、平成23年12月7日から施行する。ただし、第6条中教育職給料表(別表第1)、事務職給料表(別表第2)、附則9は平成24年1月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の福岡女子大学職員給与規程第25条第2項の規定に関わらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という)から次に掲げる額の合計額(以下「調整の額」という)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整の額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

1 平成23年4月1日(同月2日から12月1日までの間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」という。)となった者(任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く)にあっては、その調整対象職員となった日)において調整対象職員が受けるべき給料(調整額を含む)、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という)の属する月までの月数(同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号級から84号級まで
	2級	1号級から64号級まで
	3級	1号級から52号級まで
	4級	1号級から24号級まで
事務職給料表	1級	1号級から108号級まで
	2級	1号級から49号級まで
	3級	1号級から16号級まで

- 2 平成23年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及 び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額
- 3 平成23年12月1日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じた額

### 附 則(平成24年12月27日理事長専決)

1 この規程は、平成24年12月27日から施行し、平成24年11月17日から適用 する。

**附** 則 (平成 25 年 3 月 25 日理事会決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 (住居手当に関する経過措置)
- 2 改正前の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程(法人規程第14号)第16条に規定していた次の各号に掲げる規定については、平成27年3月31日までの間、その効力を有する。この場合において、第1号中「4,500円」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては「3,000円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては「1,500円」とし、改正後の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程(法人規程第14号)第16条第3項の適用にあたっては、同項中「第1項」及び「前項」とあるのはそれぞれ「第1項又は附則第2項第1号」、「附則第2項第2号又は前項」と読み替えるものとする。
  - (1) 世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住するもの(理事長が別に定めるこれに準ずる者を含む。)には、月額4,500円の住居手当を支給する。
  - (2) 第 18 条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員(以下「単身赴任手当 受給職員」という。)で、直前の住居につき前号の規定による住居手当を受給していた もののうち配偶者が当該住宅に引き続き居住している職員その他これに準ずる職員と して理事長が特に必要があると認める職員には、前号に掲げる額の 2 分の 1 に相当 する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の住居手 当を支給する。ただし、単身赴任手当受給職員であって直前の住宅に配偶者が引き続き居住し、当該配偶者が前号の規定により当該住宅について住居手当を受給することとなるものその他の理事長が別に定める職員については、この限りでない。

**附** 則 (平成 26 年 3 月 24 日理事会決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成 26 年 12 月 22 日理事会決定)

(施行期日)

1 この規定は、平成 26 年 12 月 22 日から施行し、第 6 条教育職給料表(別表第 1)、事務職給料表(別表第 2)、第 10 条第 2 項調整基本表(別表第 4)及び第 11 条は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。第 28 条は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

**附** 則(平成27年3月23日理事会決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人福岡 女子大学職員給与規程(法人規程第 14 号)(以下「改正後の給与規程」という。)第 7 条第 5 項の規定は、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。

(平成 18 年給料の切替えに伴う経過措置の廃止)

2 この規程の施行日から平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 9 項から第 12 項に定める給料切替えに伴う経過措置は廃止する。

(平成18年給料の切替えに伴う経過措置廃止に伴う経過措置)

3 承継職員で、この規程の施行日の前日において前項の規定による改正前の公立大学法 人福岡女子大学職員給与規程(法人規程第14号)(以下「改正前の給与規程」という。) 平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 9 項の規定による給料の支給を受けていたものには、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額(施行日の前日において支給を受けていた給料月額と同項に規定する差額に相当する額との合計額から平成 27 年 3 月 31 日において支給を受けていた給料月額とその者の受ける給料月額のいずれか高い額を減じた額(零を上まわるものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

- (1) 施行日から平成 28 年 3 月 31 日まで 経過措置基準額に 3 分の 1 を乗じて得た額 (1 円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が 3,000 円を超える場合は 3,000 円とする。)
- (2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 経過措置基準額に 3 分の 2 を乗じて得た額 (1 円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が 6,000 円を超える場合は 6,000 円とする。)
- (3) 平成29年4月1日以降 施行日以降の期間について、経過した年数1年につき3,000 円を乗じて得た額に3,000円を加算した額
- 4 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 この規程の施行日の前日に改正前の給与規程平成18年4月1日施行附則第9項の規定による給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料 月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者(理事長が別に定める 職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当 する額を給料として支給する。
- 7 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与規程第25条第4項(改正後の給与規程第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定の適用については、改正後の給与規程第25条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額との合計額」とする。ただし、附則第3項から第6項の規定の適用を受ける者については、給与規程第25条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と前項の規定による給料の額及び平成27年4月1日施行附則第3項の規定による給料との合計額」とする。

(平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

8 切替日から平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関しては、それぞれ100分の6を超えない範囲内、30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める割合、額とする。

**附** 則 (平成 28 年 2 月 9 日理事長専決) (施行期日) 1 この規程は、平成28年2月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日理事会決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、ただし、第24条の2中入試 手当(別表第5)については平成27年4月1日から適用する。

**附** 則 (平成 29 年 1 月 12 日理事長専決)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 1 月 12 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 13 条及び第 14 条の改正規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成 28 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。)の前日において改正前の公立大学法人 福岡女子大学職員給与規程(法人規程第 14 号)(以下「改正前の給与規程」という。) 別表第 2 事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」 という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。) に対応する附則別表第 1 の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において改正前の給与規程別表第2事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(切替えの特例)

4 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における前2項の規定の適用については、附則第2項中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の 新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとし た場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要 な調整を行うことができる。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

6 (1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 14 条第 3 項 第 3 号から第 4 号までの規定は適用せず、改正後の第 13 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの(以下「教 4 級職員」という。)にあっては、3,500 円)、前項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)

については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については 1 人につき 8,000 円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については 1 人につき 6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000円)と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同条第 1 項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合)とあるのは

- 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに 至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」
- と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第 5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員につい て第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」 と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶 養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないも のが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に 係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親 族である父母等で同項の規定による届 出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による 届出に係るもののないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有する に至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、 扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係 るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子 に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族であ る父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子 で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合に おける当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第14条第3項第3号から第4号までの規定は適用せず、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「教4級職員」

という。)にあっては 3,500 円)、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」とする。

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号」とする。

附則別表1(附則第2項関係)職務の級の切替表

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	1級
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級
6 級	5 級
7級	6 級

附則別表 2 (附則第3項関係) 号給の切替表

	************	- > ( > G >  ->	3 /1 P > 7 P	• •			
旧号給	1級	2 級	3 級	4級	5 級	6 級	7級
1	1	33	21	25	17	17	25
2	2	34	22	26	18	18	26
3	3	35	23	27	19	19	27
4	4	36	24	28	20	20	28
5	5	37	25	29	21	21	29
6	6	38	26	30	22	22	30
7	7	39	27	31	23	23	31
8	8	40	28	32	24	24	32
9	9	41	29	33	25	25	33
10	10	42	30	34	26	26	34
11	11	43	31	35	27	27	35
12	12	44	32	36	28	28	36
13	13	45	33	37	29	29	37
14	14	46	34	38	30	30	38
15	15	47	35	39	31	31	39

16	16	48	36	40	32	32	40
17	17	49	37	41	33	33	41
18	18	50	38	42	34	34	42
19	19	51	39	43	35	35	43
20	20	52	40	44	36	36	44
21	21	53	41	45	37	37	45
22	22	54	42	46	38	38	46
23	23	55	43	47	39	39	47
24	24	56	44	48	40	40	48
25	25	57	45	49	41	41	49
26	26	58	46	50	42	42	50
27	27	59	47	51	43	43	51
28	28	60	48	52	44	44	52
29	29	61	49	53	45	45	53
30	30	62	50	54	46	46	54
31	31	63	51	55	47	47	55
32	32	64	52	56	48	48	56
33	33	65	53	57	49	49	57
34	34	66	54	58	50	50	58
35	35	67	55	59	51	51	59
36	36	68	56	60	52	52	60
37	37	69	57	61	53	<b>5</b> 3	61
38	38	70	58	62	54	54	62
39	39	71	59	63	55	55	63
40	40	72	60	64	56	56	64
41	41	73	61	65	57	57	65
42	42	74	62	66	58	58	66
43	43	75	63	67	59	59	67
44	44	76	64	68	60	60	68
45	45	77	65	69	61	61	69
46	46	78	66	70	62	62	70
47	47	79	67	71	63	63	71
48	48	80	68	72	64	64	72
49	49	81	69	73	65	65	73
50	50	82	70	74	66	66	74
51	51	83	71	75	67	67	75
52	52	84	72	76	68	68	76
53	53	85	73	77	69	69	77

	T	ı		1	ı		I
54	54	86	74	78	70	70	78
55	55	87	75	79	71	71	79
56	56	88	76	80	72	72	80
57	57	89	77	81	73	73	81
58	57	90	78	82	74	74	82
59	58	91	79	83	75	75	83
60	58	92	80	84	76	76	84
61	59	93	81	85	77	77	85
62	59	93	82	86	78	78	
63	60	93	83	87	79	79	
64	60	93	84	88	80	80	
65	61	93	85	89	81	81	
66	61	93	86	90	82	82	
67	62	93	87	91	83	83	
68	62	93	88	92	84	84	
69	63	93	89	93	85	85	
70	63	93	90	94	86	86	
71	64	93	91	95	87	87	
72	64	93	92	96	88	88	
73	65	93	93	97	89	89	
74	65	93	94	98	90	90	
75	66	93	95	99	91	91	
76	66	93	96	100	92	92	
77	67	93	97	101	93	93	
78	67	93	98	102	94	94	
79	68	93	99	103	95	95	
80	68	93	100	104	96	96	
81	69	93	101	105	97	97	
82	70	93	102	106	98	98	
83	71	93	103	107	99	99	
84	72	93	104	108	100	100	
85	73	93	105	109	101	101	
86	73	93	106	110	102	102	
87	74	93	107	111	103	103	
88	74	93	108	112	104	104	
89	75	93	109	113	105	105	
90	75	93	110	114	106		
91	76	93	111	115	107		

00	70	00	110	110	100		
92	76	93	112	116	108		
93	77	93	113	117	109		
94		93	114	118	110		
95		93	115	119	111		
96		93	116	120	112		
97		93	117	121	113		
98		93	118	122	114		
99		93	119	123	115		
100		93	120	124	116		
101		93	121	125	117		
102		93	122	126	118		
103		93	123	127	119		
104		93	124	128	120		
105		93	125	129	121		
106		93	126	130			
107		93	127	131			
108		93	128	132			
109		93	129	133			
110		93	130	134			
111		93	131	135			
112		93	132	136			
113		93	133	137			
114		93		138			
115		93		139			
116		93		140			
117		93		141			
118		93					
119		93					
120		93					
121		93					
122		93					
123		93					
124		93					
125		93	1	1	1	†	

**附 則**(平成 29 年 12 月 21 日理事長専決)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 (平成 30 年 12 月 26 日理事会決定) (施行期日)

1 この規程は、平成30年12月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則(令和元年12月25日理事会決定)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年 12 月 25 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 16 条第 1 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 第16条第1項の改正規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正前の規定により算出される住居手当の月額に相当する額から改正後の規定により算出される住居手当を減じた額が零を上回ることとなる職員に対しては、改正後の規定にかかわらず、改正後の規定により算出される住居手当の月額に相当する額に次号以下に定める額を加算した額の住居手当を支給する。
  - (1) 一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日まで 改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当 の月額に相当する額を減じた額に 2 分の 1 を乗じて得た額
  - (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当 の月額に相当する額を減じた額に4分の1を乗じて得た額

別表第1(第6条関係)教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	216,400	277,100	324,300	406,000
2	218,700	280,100	327,200	408,300
3	220,900	282,900	330,300	410,700
4	223,100	285,700	333,300	413,200
5	225,200	288,500	336,500	415,300
6	227,300	291,000	339,100	417,800
7	229,500	293,200	341,700	420,000
8	231,600	295,600	344,400	422,500
9	233,900	298,200	347,400	424,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700
11	238,700	303,100	353,400	429,000
12	241,100	305,700	356,700	431,300
13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900
19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700
26	278,800	335,900	385,300	461,900
27	281,300	338,000	387,100	464,000
28	284,000	340,400	389,000	466,200
29	286,800	342,800	390,900	468,300
30	289,200	344,900	392,600	470,600
31	291,400	346,800	394,300	472,800
32	293,800	348,600	396,000	474,900
33	296,000	350,600	397,600	476,800
34	298,200	352,700	399,400	478,900
35	300,700	354,800	400,900	481,200

36	302,900	356,800	402,700	483,400
37	305,400	358,400	403,800	485,500
38	307,000	360,400	405,400	487,500
39	308,700	362,500	406,900	489,400
40	310,400	364,400	408,400	491,300
41	312,300	366,300	409,300	493,300
42	312,800	368,200	410,900	495,200
43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300

74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			

112	365,400		
113	365,800		
114	366,200		
115	366,700		
116	367,100		
117	367,500		
118	367,900		
119	368,400		
120	368,800		
121	369,100		
122	369,500		
123	370,000		
124	370,300		
125	370,700		
126	371,200		
127	371,700		
128	372,100		
129	372,500		

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2(第6条関係))事務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6 級
号給	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	145,800	195,200	231,200	263,900	289,400	318,700
2	146,900	197,000	232,800	265,700	291,600	320,900
3	148,100	198,800	234,300	267,500	293,700	323,200
4	149,200	200,600	235,900	269,600	295,700	325,400
5	150,300	202,100	237,300	271,300	297,600	327,600
6	151,400	203,900	239,000	273,100	299,700	329,600
7	152,500	205,700	240,500	274,900	301,900	331,800
8	153,600	207,500	242,100	276,900	303,700	334,000
9	154,600	209,100	243,200	278,900	305,600	335,900
10	156,000	210,900	244,700	280,900	307,900	338,100
11	157,300	212,700	246,300	282,800	310,100	340,100
12	158,600	214,500	247,600	284,700	312,400	342,300
13	159,800	215,900	249,100	286,700	314,500	344,100
14	161,300	217,700	250,500	288,600	316,600	346,100
15	162,800	219,400	251,800	290,500	318,800	348,100
16	164,400	221,200	253,200	292,100	320,900	350,100
17	165,600	222,900	254,700	293,900	322,800	351,800
18	167,100	224,600	256,200	295,900	324,800	353,800
19	168,600	226,200	257,900	298,000	326,800	355,600
20	170,100	227,800	259,700	300,000	328,800	357,500
21	171,400	229,200	261,300	301,900	330,500	359,400
22	174,100	230,900	263,000	304,000	332,600	361,300
23	176,700	232,500	264,600	306,000	334,600	363,300
24	179,300	234,100	266,200	308,100	336,700	365,200
25	181,900	237,300	268,100	309,800	338,100	367,200
26	183,600	239,000	269,900	311,900	340,000	369,100
27	185,200	240,500	271,600	313,900	341,900	371,100
28	186,900	242,100	273,300	315,900	343,800	373,100
29	188,400	243,200	275,000	317,600	345,400	374,600
30	190,100	244,700	276,700	319,600	347,300	376,400
31	191,900	246,300	278,500	321,700	349,200	378,200
32	193,600	247,600	279,800	323,800	351,000	379,800
33	195,200	249,100	281,300	325,000	352,900	381,600
34	196,600	250,500	283,200	327,000	354,700	384,300
35	198,100	251,800	285,000	328,900	356,500	386,900

36	199,600	253,200	286,900	331,000	358,200	389,600
37	202,100	254,700	288,500	332,900	359,600	392,000
38	203,900	256,200	290,200	334,800	360,900	394,300
39	205,700	257,900	292,000	336,800	362,300	396,500
40	207,500	259,700	293,800	338,700	363,700	398,900
41	209,100	261,300	295,300	340,600	367,200	400,700
42	210,900	263,000	297,000	342,500	369,100	402,700
43	212,700	264,600	298,500	344,300	371,100	404,600
44	214,500	266,200	300,100	346,200	373,100	406,400
45	215,900	268,100	301,900	347,700	374,600	408,300
46	217,700	269,900	304,000	349,100	376,400	410,100
47	219,400	271,600	306,000	350,600	378,200	411,900
48	221,200	273,300	308,100	352,100	379,800	413,800
49	222,900	275,000	309,800	353,700	381,600	415,600
50	224,600	276,700	311,900	354,500	383,000	417,100
51	226,200	278,500	313,900	355,700	384,500	418,600
52	227,800	279,800	315,900	356,700	386,100	420,200
53	229,200	281,300	317,600	359,600	387,500	421,800
54	230,900	283,200	319,600	360,900	388,700	423,100
55	232,500	285,000	321,700	362,300	389,900	424,400
56	234,100	286,900	323,800	363,700	391,000	425,600
57	235,100	288,500	325,000	365,000	392,100	426,800
58	236,600	290,200	327,000	365,900	393,300	428,100
59	238,000	292,000	328,900	367,000	394,500	429,400
60	239,200	293,800	331,000	368,100	395,600	430,600
61	240,400	295,300	332,900	368,900	396,300	431,800
62	241,600	297,000	334,800	369,800	397,000	432,600
63	242,600	298,500	336,800	370,700	397,700	433,400
64	243,800	300,100	338,700	371,600	398,400	434,200
65	245,100	301,700	340,600	372,500	399,000	434,800
66	246,100	303,400	342,500	373,300	399,600	435,500
67	247,300	305,000	344,300	374,100	400,100	436,200
68	248,600	306,700	346,200	374,900	400,500	436,900
69	249,500	307,600	347,700	375,600	400,900	437,700
70	250,800	309,100	349,100	376,300	401,200	438,500
71	252,000	310,600	350,600	377,000	401,500	438,900
72	253,300	312,200	352,100	377,700	401,800	439,600
73	254,700	313,800	353,700	378,200	402,100	440,100

74	256,100	315,400	354,500	378,800	402,400	440,500
75	257,300	317,000	355,700	379,400	402,700	440,900
76	258,500	318,500	356,700	380,100	403,000	441,300
77	259,700	320,000	357,600	380,500	403,300	441,700
78	260,900	321,200	358,700	381,200	403,600	442,100
79	262,200	322,400	359,600	381,800	403,900	442,500
80	263,100	323,600	360,700	382,400	404,200	442,800
81	264,200	324,300	361,600	382,800	404,500	443,100
82	265,300	325,200	362,300	383,400	404,800	443,500
83	266,600	326,000	363,000	384,000	405,100	443,800
84	267,900	326,800	363,700	384,600	405,400	444,100
85	268,900	327,700	364,100	385,000	405,600	444,400
86	270,000	328,100	364,700	385,500	405,900	
87	271,300	328,800	365,400	386,000	406,200	
88	272,600	329,600	366,100	386,600	406,500	
89	273,500	330,400	366,400	386,900	406,700	
90	274,500	331,100	367,100	387,300	407,000	
91	275,400	331,800	367,800	387,700	407,300	
92	276,500	332,500	368,500	388,100	407,500	
93	277,600	333,000	368,800	388,400	407,700	
94		333,600	369,400	388,700	408,000	
95		334,100	370,100	389,000	408,300	
96		334,700	370,700	389,300	408,500	
97		335,000	371,000	389,500	408,700	
98		335,500	371,600	389,800	409,000	
99		335,900	372,300	390,100	409,300	
100		336,400	372,900	390,300	409,500	
101		336,800	373,300	390,500	409,700	
102		337,300	373,800	390,800	410,000	
103		337,800	374,400	391,100	410,300	
104		338,300	374,900	391,300	410,500	
105		338,600	375,400	391,500	410,700	
106		339,000	376,000	391,800		
107		339,500	376,500	392,100		
108		339,900	376,800	392,300		
109		340,200	377,200	392,500		
110		340,600	377,700	392,800		
111		341,100	378,100	393,100		

112   341,500   378,500   393,300     113   341,700   378,900   393,500     114   342,100   379,400   393,800     115   342,600   379,800   394,100     116   343,000   380,200   394,300     117   343,200   380,500   394,500     118   343,600   380,900   394,800     119   344,000   381,300   395,100     120   344,300   381,700   395,300     121   344,600   382,000   395,500     122   345,000   382,400     123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,900     133   349,500   385,900     134   38					
114   342,100   379,400   393,800     115   342,600   379,800   394,100     116   343,000   380,200   394,300     117   343,200   380,500   394,500     118   343,600   380,900   394,800     119   344,000   381,300   395,100     120   344,300   381,700   395,300     121   344,600   382,000   395,500     122   345,000   382,400     123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,500     137   387,000	112	341,500	378,500	393,300	
115     342,600     379,800     394,100       116     343,000     380,200     394,300       117     343,200     380,500     394,500       118     343,600     380,900     394,800       119     344,000     381,300     395,100       120     344,300     381,700     395,300       121     344,600     382,000     395,500       122     345,000     382,400       123     345,400     382,800       124     345,800     383,100       125     346,300     383,400       126     346,700     383,800       127     347,100     384,400       128     347,500     384,400       129     348,000     384,700       130     348,400     385,000       131     348,700     385,900       133     349,500     385,900       134     386,500       135     386,500       136     386,500       137     387,000	113	341,700	378,900	393,500	
116   343,000   380,200   394,300     117   343,200   380,500   394,500     118   343,600   380,900   394,800     119   344,000   381,300   395,100     120   344,300   381,700   395,300     121   344,600   382,000   395,500     122   345,000   382,400     123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,400     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,900     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600	114	342,100	379,400	393,800	
117   343,200   380,500   394,500     118   343,600   380,900   394,800     119   344,000   381,300   395,100     120   344,300   381,700   395,300     121   344,600   382,000   395,500     122   345,000   382,400     123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,400     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	115	342,600	379,800	394,100	
118   343,600   380,900   394,800     119   344,000   381,300   395,100     120   344,300   381,700   395,300     121   344,600   382,000   395,500     122   345,000   382,400     123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,800     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	116	343,000	380,200	394,300	
119   344,000   381,300   395,100     120   344,300   381,700   395,300     121   344,600   382,000   395,500     122   345,000   382,400     123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,600     140   387,800	117	343,200	380,500	394,500	
120   344,300   381,700   395,300     121   344,600   382,000   395,500     122   345,000   382,400     123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   385,000     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	118	343,600	380,900	394,800	
121   344,600   382,000   395,500     122   345,000   382,400     123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	119	344,000	381,300	395,100	
122   345,000   382,400     123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,300     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	120	344,300	381,700	395,300	
123   345,400   382,800     124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	121	344,600	382,000	395,500	
124   345,800   383,100     125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,300     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	122	345,000	382,400		
125   346,300   383,400     126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	123	345,400	382,800		
126   346,700   383,800     127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	124	345,800	383,100		
127   347,100   384,100     128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	125	346,300	383,400		
128   347,500   384,400     129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	126	346,700	383,800		
129   348,000   384,700     130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	127	347,100	384,100		
130   348,400   385,000     131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200   386,500     135   386,800   386,800     137   387,000   387,300     138   387,300   387,600     140   387,800   387,800	128	347,500	384,400		
131   348,700   385,300     132   349,000   385,600     133   349,500   385,900     134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	129	348,000	384,700		
132 349,000 385,600   133 349,500 385,900   134 386,200   135 386,500   136 386,800   137 387,000   138 387,300   139 387,600   140 387,800	130	348,400	385,000		
133 349,500 385,900   134 386,200   135 386,500   136 386,800   137 387,000   138 387,300   139 387,600   140 387,800	131	348,700	385,300		
134   386,200     135   386,500     136   386,800     137   387,000     138   387,300     139   387,600     140   387,800	132	349,000	385,600		
135 386,500   136 386,800   137 387,000   138 387,300   139 387,600   140 387,800	133	349,500	385,900		
136 386,800   137 387,000   138 387,300   139 387,600   140 387,800	134		386,200		
137 387,000   138 387,300   139 387,600   140 387,800	135		386,500		
138 387,300   139 387,600   140 387,800	136		386,800		
139 387,600 140 387,800	137		387,000		
140 387,800	138		387,300		
	139		387,600		
141 388,000	140		387,800		
	141		388,000		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

# 別表第3(第6条第2項関係)級別標準職務表

## イ 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教及び助手の職務
2級	大学の講師の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

## 口 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	班長の職務
5級	部長代理の職務
6級	部長の職務

## 別表第4 (第10条第2項関係) 調整基本額表

## ア 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	10,500円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,000円

# 別表第5 (第24条の2関係) 入試手当

試験種別		業務区分	手当額	
大学入試センター試験		試験本部員	1日あたり	10,000 円
		試験監督者	1科目あたり	3,000 円
一般入試	前期日程	出題等責任者	1科目あたり	30,000 円
		出題等業務	1科目あたり	20,000 円
		校閲	1科目あたり	4,000 円
		採点	「英語」	3,000 円
			1科目あたり(「英語」を除く)	2,000 円
		試験本部員	1日あたり	10,000 円

	1	I	I	
		試験監督者	1科目あたり	3,000 円
	後期日程	出題等責任者	1科目あたり	30,000 円
		出題等業務	1科目あたり	20,000 円
		校閲	1科目あたり	4,000 円
		採点	1科目あたり	2,000 円
		試験本部員	1日あたり	10,000 円
		試験監督者	1科目あたり	3,000 円
		試験本部員	1日あたり	10,000円
AO 入試		出題等責任者		20,000 円
		出題等業務		10,000 円
		試験本部員	1日あたり	10,000 円
推薦入試		面接者	半日(4時間以内)あたり	5,000 円
			1日(4時間超)あたり	10,000 円
				20,000 円
		出題等業務		10,000 円
前期日程·後	期日程追試験	校閲		4,000 円
外国人留学生	<b>上入試</b>	採点		2,000 円
帰国生特別力	人試	試験本部員	1日あたり	10,000円
社会人特別方	社会人特別入試		1科目あたり	3,000 円
		-7-1- <del>1</del> -1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	半日(4時間以内)あたり	5,000 円
		面接者	1日(4時間超)あたり	10,000 円
大学院入試		出題等責任者		4,500 円
		出題等業務		2,000 円
		採点		1,000 円
		試験監督者	1日あたり	4.000 ==
		面接者		4,000 円

# 備考 業務の内容(第24条の2関係)

業務区分	業務内容
出題等責任者	全てのとりまとめ業務・作業業務 ※講義業務を含む
出題等業務	作成・確認作業・当日待機 ※採点は除く ※講義業務を含む
校閲	校閲業務 ※出題等責任者・出題者は対象外
採点	採点業務 ※出題者にも支給
試験本部員	試験本部業務 ※AO入試における採点・試験監督・面接業務を

	含む
試験監督者	試験監督業務
面接者	面接業務